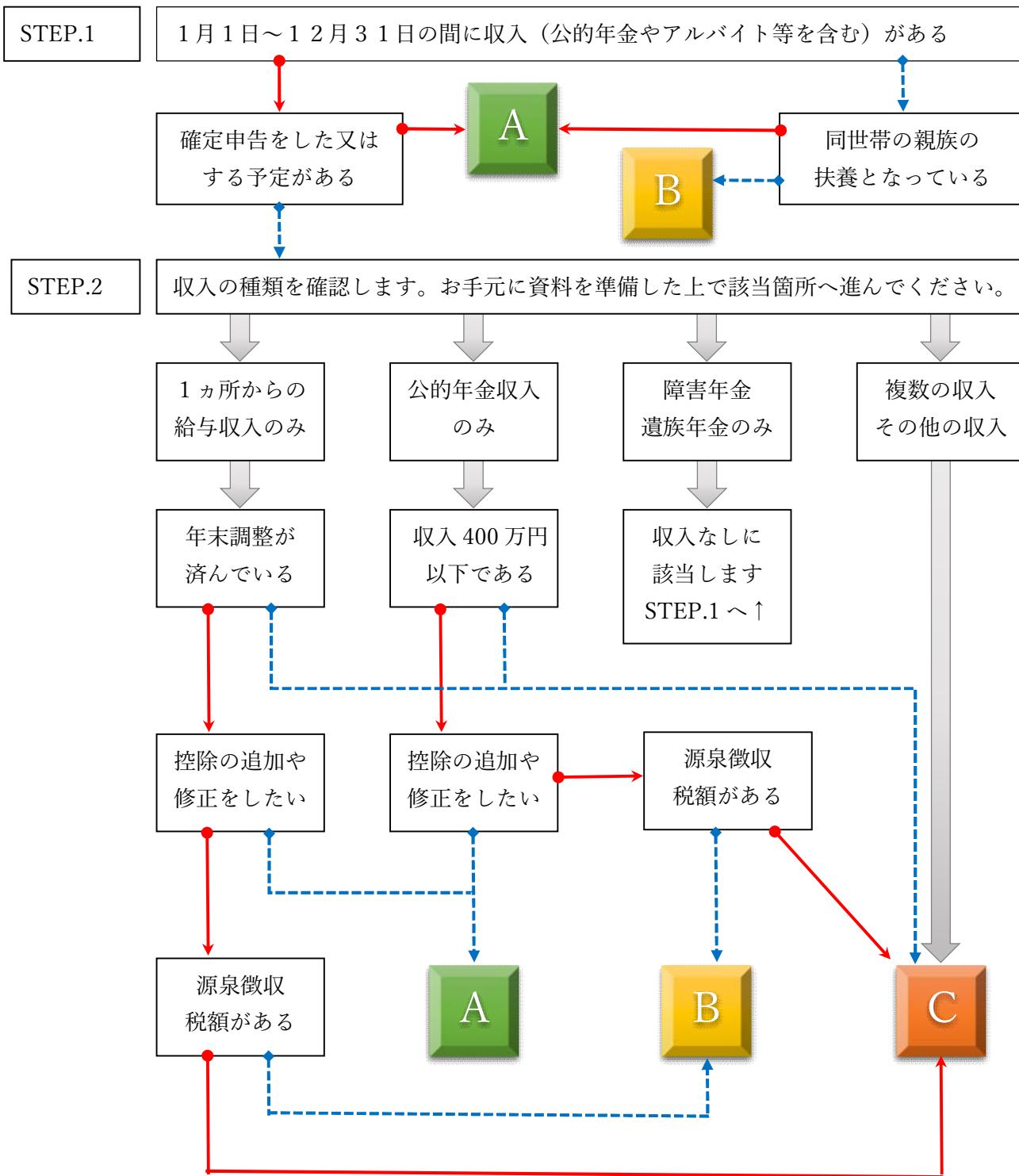


住民税(市民税・都民税)申告必要?不要? フローチャート YES→NO



- 住民税（市民税・都民税）申告は不要です。
- 住民税（市民税・都民税）申告が必要です。
- 確定申告が必要な可能性があります。詳細は青梅税務署（0428-22-3185）にお問い合わせください。

【住民税申告】地方税である「住民税（市民税・都民税）」の申告です。

【確定申告】国税である「所得税」の申告です。

※ このフローチャートはあくまでも一例です。すべての場合に当てはまるわけではありませんので、ご了承ください。